

予算特別委員会会議録

令和3年9月28日

宮古市議会

令和3年9月宮古市議会 予算特別委員会会議録目次

(9月28日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	27
付託事件審査(3)	29
付託事件審査(4)	32
閉 会	35

宮古市議会予算特別委員会会議録

日 時 令和3年9月28日（火曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第2号 令和3年度宮古市一般会計補正予算（第9号）
- (2) 議案第3号 令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- (3) 議案第4号 令和3年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (4) 議案第5号 令和3年度宮古市水道事業会計補正予算（第2号）

出席委員（20名）

工藤小百合	委員長	竹花邦彦	副委員長
白石雅一	委員	木村誠	委員
西村昭二	委員	畠山茂	委員
小島直也	委員	鳥居晋	委員
佐々木清明	委員	橋本久夫	委員
伊藤清	委員	佐々木重勝	委員
高橋秀正	委員	坂本悦夫	委員
長門孝則	委員	落合久三	委員
松本尚美	委員	加藤俊郎	委員
藤原光昭	委員	田中尚	委員

欠席委員

なし

説明のための出席者

付託事件審査（1）

総務部長	若江清隆君	企画部長	菊池廣君
市民生活部長	松舘恵美子君	保健福祉部長	伊藤貢君
産業振興部長	伊藤重行君	都市整備部長	藤島裕久君
危機管理監	芳賀直樹君	教育部長	菊地俊二君
財政課長	箱石剛君	契約管財課長	菊池敦君
デジタル推進課長	西村泰弘君	税務課長	三田地環君
企画課長	多田康君	エネルギー推進課長	三上巧君
田老総合事務所長	齊藤清志君	川井総合事務所長	盛合正寛君
総合窓口課長	佐々木則夫君	環境生活課長	田代英輝君
こども課長	岡崎薫君	健康課長	早野貴子君
産業支援センター長	岩間健君	観光課長	前田正浩君
農林課長	飛澤寛一君	水産課長	佐々木勝利君
建設課長	去石一良君	都市計画課長	盛合弘昭君
消防対策課長	三浦正成君	教育委員会事務局	中屋保君
学校教育課長	小林満君	総務課長	小山田克彦君
		新里総合事務所長	
		地域振興係長	

付託事件審査（2）

市民生活部長	松舘恵美子君	総合窓口課長	佐々木則夫君
国民健康保険係長	大越公君		

付託事件審査（3）

保健福祉部長 伊藤 貢 君 介護保険課長 川原 栄司 君
管理係長 久保田 英明 君

付託事件審査（4）

上下水道部長 大久保 一吉 君 経営課長 中嶋 剛 君
施設課長 竹花 浩満 君 水道工務係長 小野寺 隆 君

○

議会事務局出席者

事務局長 下島野 悟 次 長 前川 克寿
議会庶務事務員 野崎 史穂子

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（工藤小百合君） おはようございます。ただいままでの出席は19名であります。定足数に達しておりますので、これから予算特別委員会を開会します。審査に入る前に申し上げます。本日の案件は付託事件審査4件となります。審査はお配りしております審査日程に従って行いますので、よろしく願いいたします。発言及び答弁は、一問一答方式でお願いします。発言の時間については、質疑、答弁を含め1人20分としますので、質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いします。なお必要がある場合には2巡目まで行います。当局においては場合によっては反問権も認めますので、よろしくをお願いします。

○

付託事件審査（1） 議案第2号 令和3年度宮古市一般会計補正予算（第9号）

○委員長（工藤小百合君） それでは、審査を行います。議案第2号、令和3年度宮古市一般会計補正予算第9号を審査します。審査は歳入歳出一括で行います。発言される方は議案書のページ款項目等を特定して発言してください。それでは、発言される方は挙手願います。

○議会議務局長（前川克寿君） 確認いたします。前列、畠山委員。後列を確認いたします。長門委員、竹花委員、落合委員、松本委員、田中委員。確認を終了いたします。

○委員長（工藤小百合君） それでは、畠山委員、その次は長門委員です。畠山委員。

○委員（畠山茂君） はい、ではよろしくをお願いします。どうもおはようございます。私は、主要事業一覧表でお聞きしたいと思います。2ページ目の2款総務費1項総務管理費、9目地域振興費の空家対策事業と次の5ページのエネルギー推進費の住宅用蓄電池システム導入促進事業、この2点についてお聞きしたいと思います。初めに2ページの空家対策事業についてです。この事業の理由は空き家等利活用補助金について、申請実績により増額しますということで、積算根拠が空家等利活用補助金リフォーム解体で申請が952万円あって、当初予算が140万円で差引きの不足分、812万円を補正するという、事業の提案になっております。そこで最初にお聞きしたいのは、これは8月23日の総務常任委員会の空き家対策のこの説明も出席して聞いたので、その件も含めて、中身のほうをまず確認をしたいと思います。1点目はですね、事業予算の考え方をまずお聞きしたいと思います。概算根拠で言いますと、この間の説明ですと、6月1日から6月30日の間に受け付けをして、リフォームは0件、解体は14件あって、総額で今回952万円の申請額があったということになってます。ここで私は懸念をするのは、今後こういう費用拡大が、どんどん申請があった場合に年度予算はどんどん上がっていくわけですので、これは年度予算枠を設ける必要はないのかなという素朴な疑問があります。財源は100%市の一般財源で賄うということで、本来は目的はですね、その空き家が危険だったりあるいは環境衛生状態、近所に迷惑をかけたり、あるいは空き家を流通促進するための、それが目的だと思うんですが、今回の補正予算の提案は全部解体費ですので、簡単に言うと宮古に空き地を増やすだけの事業に見えます。そこで、事業予算の考え方、これからもこの受け付け期間を設けて、そして申請を受けて、これを全額補正をしながらこの事業を続けていくという仕組みなのか、今回は増額ということなんですが、これからのちょっと事業予算の考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。

○企画課長（多田康君） はい、お尋ねの空き家対策の補助金でございます。ご指摘のとおり今回はリフォーム事業がございませんでしたので全額が空き家の解体事業に使われる予算になります。予算の上限の考え方でござ

いますが、本年度が初年度でございますが解体費用の上限という考え方は現在のところ持っておりませんので、申請期間に基づいた費用を現在計上させていただいております。ただ事業を決定する審査という空き家協議会があり、その下にそのチーム会員やはり専門家の皆さん、それから市民の皆さんにも参画をいただいて決定をしております。その中の議論では、議員懸念のとおり、このまま例えば件数がどんどん上がっていったときに、この現在の100万円上限という条件でいいのかわかりませんが慎重に見ていく必要があるというふうなご意見もたくさんちょうだいしてございますので、そこは今後の議論だというふうに考えてございます。現在のところは、このとおり議案上程のとおり進めたいとは思っておりますが、今後要綱とか、条件の見直しというのは含みを持っているのではないかなというふうに考えてございます。それから議員ご指摘のこのままでは空き地を増やすだけだというご指摘は当たらないものだというふうに考えてございます。というのは、申請の中には、その古い家付きで土地を取得したので建て替えたいという希望もある程度含まれてございます。ですから我々の目的というのは空き地を増やすことではなくて、その土地が有効に活用されること流動性を持たせること、市場性を持たせることというふうに考えてございますので、空き地が増えるだけというご指摘は当たらないものだというふうに考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） その点はまた後で再質問でお聞きします。次に、二つ目にお聞きしたかったのは、今回、事業に当たって、この空き家対策計画というのは国の指導で全国の市町村が立ててやっているわけですが、そこでも、お聞きしたいのは県内の自治体でこういうリフォーム補助金あるいは解体費についてどのような補助制度をとっているのか、当局でも把握しているのがあれば教えていただきたいと思いますが宮古の位置というのはどういう立ち位置なのか、確認したいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。

○企画課長（多田康君） はい。県内の実績をまとめたり聞いてみますと、全部ではないんですが手元には北上市であるとか遠野市、ほとんどの市、それから金ケ崎町、洋野町等で、制度を立ち上げているというふう聞いてございます。補助条件等様々異なっているところですが上限100万円から50万円、70万円というところが多いのかなと考えてございます。それぞれ事業を実施するために空き家バンクに登録を必須としているものとか、それから次の活用策が決まっているものを条件にしたりとか、様々あるかと思っております。ご質問のその宮古市の立ち位置がどの辺にあるかというのは、予算額とか補助の条件という意味でのご質問であれば、1番、新しく制度を立ち上げてございますので、他の先進事例等を研究しながら利活用が図られる条件で現在つくっているかなというふうに我々はとらえてございます。

○委員長（工藤小百合君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） 多いのが50万円から100万円の間が多いということで、宮古市はリフォームが70万円で解体が100万円だということで、ちょっと補助的には厚いかなという位置かなと今理解いたしました。空き家対策事業、これからは本当に人口減少でどんどん空き家は増えていくと思いますので、大事な事業だと思います。一方で、不動産なのでそのとおり民間の流通機関もありますので、行政がどこまで介入したらいいのかというのはこれからは一つの課題だと思いますので、そこら辺は考慮しながらやっていくべきだというふうに思います。最後にお聞きするところは先ほども触れた部分なんですけど、様々いろいろな自治体でも、先進的な取組もあって、一般質問でも前に取上げた自立圏構想も含めて、居住誘導地域に中古住宅の流通を促進していくように取り組んでいる自治体もあるし、それから若者定住に向けたそちらを重点に置いた、計画を立ててそういうふう

に持っていつている自治体もあって様々やっぱり自治体によってこの空き家対策の考え方っていうのはあるんだなというふうに私も思っています。そこで今後この事業がまちづくりにやっぱりどういうふうにつながっていくのかっていうのはすごく大事だと思ってまして。先ほど私が空き地が増えるという指摘に対しては、いろいろその各家に条件はあるんでしょうけども、ちゃんと流通にもこれからつながる部分もあるよというお話をいただきました。そこで、最後お聞きいたしたいのはその補助後のこの事業としてどのようにその補助対象者に関わっていくことがあるのか、それとももう補助金をただ70万円、100万円助成してそのままなのか、そのその後のどういうふうな関わり方をもっていこうと思っているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。

○企画課長（多田康君） はい。事業の選定というか採択に当たりましては幾つかその点数化をして優先順位をつけてきたという経過がございます。ご質問のとおりどこでもいいかといえばそんなことはなくて、まちづくりに資するところに加点をして採択を行ってきたという経過がございます。例えば物件の所在地として都市計画でいう用途地域が張りついている所とか、いわゆるその町なかで土地利用の用途が明らかであるところを優先的に加点をしてきた。どちらかといえば都市計画がないその指定区域外であったり白地であったりというところは優先順位としては低くつけてまいりましたので、ご質問の趣旨のとおりその町なか物件であるとか流動性が高い土地のものについて優先的に採択をするよう努めてきたというような経過がございます。それから事業実施後のフォローでございますが、我々としてはその土地利用が図られていくそこで何らかの経済行為が図られて、それがひいては税収だったり、地域の活性化につながっていけばいいなというふうには考えてございますので今後その解体後の状況については適宜チェックをしていきたいなというふうには考えてございます。そこが有効活用が図られるというのがやはりこの制度の目的ではないかというふうには考えてるところでございます。

○委員長（工藤小百合君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） はい。理解いたしました。どうもありがとうございます。次の質問に移りたいと思います。

5ページ目の4款衛生費1項保健衛生費、7目のエネルギー推進費の住宅用蓄電池システム導入促進事業に新規ということでお聞きしたいと思います。この事業は住宅用蓄電池システム促進というで上限20万円で今回補正が600万円の提案が出ています。こちらもこないだ8月23日の総務常任委員会の説明も受けてですね。疑問に思う点をお聞きしたいと思います。蓄電池この導入の目的はそのとおり理解します地球温暖化だったり、再生可能エネルギーを活用するんだというこの趣旨は賛同いたします。問題はこれをどのようにやっぱり普及をさせていくのかということだと、そこが1番大事な事業の目的だと思います。この件については、この間の決算委員会の太陽光発電、これとも多分リンクする課題だと思います。この太陽光の発電も令和3年度、30件の予算で、こちらの新しい蓄電池のほうも、上限20万円とすると。提案が600万円なんで、件数にすると多分30件の目標だというふうにとらえるわけですが、そこでお聞きしたいのは、目的は理解をするんですが、一方で、この事業の上には再生可能エネルギービジョンというのがありまして、2030年度までに50%、地域エネルギー供給を目指すんだという目標があります。それでやっぱりその整合性を私は新規事業取り入れるからにはやっぱりきちっと持つべきだというふうに思っています。この新規の事業に当たって、今回は補正で30件の提案が出てるんですが、事業全体の計画として、例えば何世帯とか何千世帯の何%をこれを普及させていくんだとかそういったビジョンを持つての事業となっているのか、あくまでも、単年度単年度で考えた事業計画となっているのかそこをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） はい。まず今回の補正額600万円につきましては、そのとおり30件として見込んでおります。今回、新たな制度ということもありまして見込めない部分がありましたが、今年度太陽光発電システム30件見ておりますので、まず初めは30件からというふうに見込んでおります。そして全体でどれくらいを見込んでいるかという部分になりますが、これまで太陽光発電システムの補助金、市は平成21年度から行っておりまして、1100件以上の実績がございます。これらを見ましてもかなりの数で導入されるのではないかなというふうに思っておりますが、現時点で目標を何百件、何千件というところまでは見込んでおりませんが、まずはこの制度を始めてみまして、状況も見ながら最終的な目標も立てていきたいなと思っております。それこそ再生可能エネルギービジョンで立てております2030年地域エネルギー供給率50%で2050年100%というのを立てておりますので、そちらの目標に向けて、さらに今年度、推進計画も策定しておりますので、個別の目標についてはその推進計画の中でも定めていきたいというふうに考えております。

○委員長（工藤小百合君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） わかりました。その中で詳しく出てくるということなんで、ぜひ昨日もちょっと総括で健康公園をやったんですが、その中でふと思ったのは事業のスタートは良かったんです。健康公園で74件やっていくんだと。でも聞いていくと、全体的な計画がなかったり財源の裏づけがなかったりということをちょっと最後トーンが下がって、「ん？」と思ったところがあります。今回の事業も、まだこれから全体像をつくっていくということですが、財源の裏づけが無くというのは、やっぱりないと思うので、きちんと財源の裏づけも含めて最後までやり切れるような事業にさせていただきたいという希望をお願いして終わります。以上です。

○委員長（工藤小百合君） 次は長門委員です。その次は竹花委員です。

○委員（長門孝則君） 委員長。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 1点お聞きしたいと思います。一覧表の5ページ今畠山委員が質問されましたけども、4款1項7目の住宅用蓄電池システム導入促進事業新規分600万円、これについてお聞きしたいと思います。この件については総務常任委員会でも、説明があったように聞いておりますし、また今畠山委員も質問されましたけども、お許しをいただいて、二、三お聞きしたいと、そういうふうに思います。この補助金制度、早速ですねエネルギー基金を活用して、この制度を初めるということで、私は非常に評価しております。やっぱり蓄電をして自給自足っていいですか、災害等が発生した場合のことを考えますと、非常に時宜を得た制度だなと、そういうふうに考えております。そこでちょっとお聞きしますけども、今答弁があったように、この補助金の上限1件20万円。そして、今回30件分を見込んでると。そういうことですけどもこの制度の導入っていいですか、いつからこの補助金、交付申請できるのかなと、いつから適応になるのかなと。というのはもう今年度ももう半分過ぎてますんで、その辺いつから申請できるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） はい、こちらの補助制度につきましては、予算の議決をいただきましたら、直ちに制度のほうは始めたいと思っております。それこそ10月ぐらいからでも制度を始めたいと思っております。そしてまた補助対象につきましては、今年度は4月に遡及しまして今年度設置の方から対象にしたいというふうに考えております。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） わかりました。遡って4月から対象にするということで、私はちょっとその辺どうなのか

など思っていました聞こうと思っていたんです。それからですねこの太陽光発電、市内には設置済みがさっきの答弁で1,200件以上と言いましたっけ。うん。1,200もあるということですが、既にもう蓄電池を設置した件数というのはどのぐらいあるんですかね現時点で、お聞きします。

○委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） はい、太陽光発電システム補助金、これまで実績1,160件、約1,200件弱ほどの申請がございます。そのうち、申請書類等を出していただいてチェックをする中でですね、蓄電池システムをつけている方はここ3年分しかチェックはしてないんですが約3分の1から半数ぐらいの方が既にもう蓄電池も、設置しているというふうに見ております。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 1,200件の3分の1ぐらいはもう既に蓄電池を設置しているということで、これからまだまだ蓄電池を設置する方が出てくるのかなと、そういうふうに思います。ご承知のようにこの太陽光発電を設置して、もう10年になりますと、電力会社への売電価格っていいですか、極端に低くなると安くなるということですし、それから蓄電池を設置するのに、結構高額な費用がかかると。そういうことで、市民の中には蓄電池をどうしようかなあと非常に悩んでいる方もありますし、迷っている状況がありますんで、今度のこの補助制度を活用するということになれば、皆さん蓄電池を設置するのかなとも思っております。それから最後にしたいんですけども、今回のこの蓄電池の補助制度、新規でもありますし、太陽光発電と蓄電池と併用して補助金が出るという、これはセットであるというふうに聞いております。私が聞きたいのはですね、欲を言えば、当初予算のほうに計上してもらえばよかったなど。非常にPR効果も考えれば、当初予算に計上して、できればそうしてもらえばよかったなどそういう思いがあるんですが、今回この補助制度の導入が今の時点になった理由といたしますか、その辺を最後にお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） はい。長門委員ご指摘のとおり当初予算から計上できればよかったかなというふうには思っております。今年度、推進計画を策定しております。再生可能エネルギーに関わる様々な事業推進計画で示していきまうという説明をしておりましたが、推進計画ができるのを待つのではなくて、ある程度制度かたまったものから、むしろ前倒しで取り組んでいきたいというふうに考えておまして、今回の補正予算の提案ということにさせていただきました。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） はいわかりました。今後、この蓄電するというこのことは非常に大事になってくると思います。それから災害時のことも考えますと、蓄電池の必要性っていうのは、ますます出てくるんでないかなとそういうふうに思いますんで、ぜひこの蓄電池の設置の促進をお願いしたいと期待をしますんでよろしくお願ひします。以上で終わります。

○委員長（工藤小百合君） 次は竹花委員です。その次は落合委員です。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） はいそれでは、幾つか質問をしていきたいと思ひます。先に主要事業一覧表1ページ。2款総務費1項総務管理費の5目の財産管理費についてまず最初にお伺ひをしたいと思います。令和2年度決算に伴う剰余金の積立て費用を計上するというので、それぞれ基金等の補正予算が計上されております。そこで私がお聞きをしたいのは財政調整基金が6億7,300万円余り、そして市債管理基金が7億3,000万円余りの積立金の補正になっているわけですが、感覚的に言うと、財政調整基金のほうね、もっと積立てが出来ないだろう

かということで、その市債管理基金を7億3,000万円今回積み増しをするというところの考え方というか、そういったものを少しご説明をいただきたいというふうに思っております。令和2年度末の市債管理基金の残高は45億900万円ほど積立てがされている。もちろん、財政調整基金と市債管理基金、ある意味では一体的なものというふうには思っておりますけれども、財政調整基金以上に市債管理基金を積み増しをするというその考え方、今後の財政運営の問題もあろうというふうに思いますけれども、若干そこら辺の考え方あるいは目標的なものがあるのであればそういったものも少しお聞かせをいただきたいと。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） はい。決算剰余金の処分方法についてご説明をいたします。まず、市債管理基金の積立金、7億3,000万円ほど。この考え方なんですけれども、これにつきましては、震災の復興事業で、災害公営住宅を整備しました。そして、災害公営住宅の家賃低廉化事業、あとは東日本大震災の特別家賃低減事業、これにつきましては、復興交付金と震災復興特別交付税これが令和2年度まで交付されております。その分、復興交付金と震災復興特別交付税この家賃低廉化事業については、歳出を伴わない事業に対する交付金ということになりますので、丸々うくお金ということになりますので、これについては、災害公営住宅、今回今年度で繰上償還いたしますけれども、市債の償還、あとは、復興事業で地方債、借金しましたけれども、その償還に充てるという目的から、この家賃低廉化事業で得た、補助金については、まず市債管理基金に積立てて今後の市債の償還に充てようという考え方でございます。そして、財政調整基金の金額がこの金額になったというのはまずその決算剰余金の処分をまずその市債管理基金を積んであとは例えば、復興基金についても、前年度執行したものの不用額分、これについてはもう1回また積み戻すと。あとは市勢振興基金寄附金を充てたこれについてもまた積み戻す、そういったものを差し引いて残った部分を財政調整基金に戻すという考えで行っております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） はい市債管理基金の今回の7億3,000万円余りのこの補正積立ての内容については理解をいたしました。中期財政見通しを今年のですね3月も市債の関係についても、来年度以降40億から47～8億円ぐらいまで、言わば公債費の償還が見込まれると。こういったものも含めてちょっと私も若干、所管の財源等を考えて一定程度積み増しをしていく必要があるという考え方なのかなという思いもあって、お聞きをしたわけです。そうすると、財政課とすればその市債管理基金積立てを今後の中期財政見通し等も含めて、この程度までの積み増しをする必要があるんだという、そういった一定の目標みたいなものは現時点ではどうなんですか。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 積立金の金額の目標値というのを定めているわけではございませんけれども、まずその家賃低廉化事業で入ってきた補助金、これについては、災害公営住宅の市債償還並びに復興事業の震災対応分の市債の償還に充てるという考え方ですので、まず令和2年度までは復興交付金がありました。令和3年度以降も通常事業に移行しつつ、徐々に減額はされますけれども、この災害公営住宅の家賃低廉化事業、特別家賃低減事業については継続されることになりましたので、その継続される間については、できるだけ震災対応分の市債償還に充てられるように、市債管理基金に積んでいきたいと考えております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） はい。時間の関係もありますから、これについては一応理解をしたということで次の課題に移りたいと思います。3ページ、2款総務費の総務管理費、11目の総合事務所費、についてお伺いをいたしま

す。これの補正理由を見ますと、旧茂市児童館の解体に要する経費を設計業務委託料という形で計上がされており、これは地権者から土地返還の要望を受けたということでの説明になっているわけです。お伺いしますが、旧茂市児童館、消防分署の隣にある建物というふうに理解をしていますけれども、この土地については今まで有償で賃借料を払ってきたのだらうというふうに理解していますが、まずその辺は無償で賃借をしてきたのかそれについてまず事実確認をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（工藤小百合君） 小山田新里総合事務所地域振興係長

○新里総合事務所地域振興係長（小山田克彦君） 新里総合事務所地域振興係長の小山田と申します。お答えいたします。まず場所につきましては議員お見込みのとおりでございます。ここの土地賃借に係る契約内容でございますが、有償で借りているというものでございます。以上です。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） はい。有償だと具体的な賃借料についてはお聞きをいたしません、有償であるということとそこで本年度の設計業務委託でありますので、具体的な解体はそうすると来年度解体になるという考え方で、そういうふうに理解をしてよろしいですか。

○委員長（工藤小百合君） 小山田新里総合事務所地域振興係長。

○新里総合事務所地域振興係長（小山田克彦君） お答えいたします。これからその設計です、委託料のほう積算等お願いいたしまして、当初予算のほうに計上していきたいというふうに考えてございます。したがって来年度から解体のほうに着手したいというものでございます。以上です。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 危機管理監のほうからちょっとお伺いをしますが隣が新里分署の建物ですね、あその土地は同様に、なんていいますか、借りている土地ですか。わからない。

○委員長（工藤小百合君） 菊池企画部長。

○企画課長（菊池廣君） もし、竹花委員の勘違いでしたら、新里分署は今解体して、新里庁舎のほうの2階に移っております。元あった分署の部分はもう更地にして返還しております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） ちょっと私はまだ建物残っていたのかなというふうに勘違いをいたしましたので了解をいたしました。これについてはじゃそれにとどめたいというふうに思います。次に4ページ、3款民生費、1項社会福祉費6目の医療給付費でございます。300万円の補正減、これは繰出金であります。国保の特別会計のほうでも歳入で特別交付金として300万円の補正収入増が入っておりますけれども、ここでお聞きをしたいのは、国保の特別交付金の支援割合が10分の2から10分の4に増額をされたことにより、言わば一般会計の繰り出し金を減額をするというものでございます。本来国保会計のほうで聞けばいいのかもしれませんが、私がお聞きをしたいのです。10分の4は減免相当額については国の特別交付税の財政支援が受けられる。残る10分の6はどうなっているんだらうという単純な疑問であります。コロナ関連で国民健康保険税の減免分については10分の4は国が措置をするけれどもじゃあ残る10分の6はこの支援措置の扱いはどうなっているのかとう点を、ちょっと確認の意味でお伺いをさせていただきたいというふうに思います。わかりますか意味が言ってる意味が。

○委員長（工藤小百合君） 松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） はい。10分の6につきましては、一般財源でございますけれども、寄附金の市

長におまかせ分を使うこととなっております。市への寄附金でございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 単純に行くとそうすると10分の6については市が負担をしていると。その財源はさっき今言ったね、ふるさと納税等を含めてのあれを充てていると。そうすると10分の6つまり3分の2は市が持ち出し負担をしなきゃならないとこういう仕組みになっているという理解だということでもいいですか。改めて確認いたします。

○委員長（工藤小百合君） 松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） そのとおりでございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 多分、そうなんだろうなと思って聞いているわけで、減収の補填措置がですね、市がその3分の2持ち出しをしなきゃならないというのはいかがなものかという思いもあって、さて残る10分の6についてはどこが県あるいは市、等々含めて地方自治体が持ち出し負担をしてるんだろうかというところがちょっと気になったものですからお聞きをいたしました。そういった意味では、感想とすればいかがなものかという思いでお聞きをしました。内容的については理解をいたしましたのでこのことについてはこれ以上申し上げないというふうに思います。次に、5ページの同じ4款衛生費、1項保健衛生費の保健衛生総務費でございます。これについては健康診査結果等の情報について標準化の対応業務委託料等々が計上で、ここに二つ業務委託料が計上されておりますけれども、まず委託先についてはどこを考えているのでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） はい。委託先につきましては住民情報システムを取り扱っておりますICSと考えております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこで単純に思うわけですがこの業務委託料は別々に発注をするということになりますか。私の思いはこれ一つに出来ないものだろうかという単純な思いで聞いているわけですがいかがでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） はい。この事業につきましてはそれぞれ国の補助事業となっておりまして、補助割合がそれぞれ違ってございます。それでそのとおり、この業務名でもってそれぞれに見積りをとって予算計上した形になってございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 結論から言うと国の補助割合等が違うので一緒にということにはならないと。それぞれ二つの業務委託料を別々に発注すると、そこはICSだということのようであります。内容的には転居した場合の、情報等について診査結果等々がしっかりと構築をするということでもありますから、内容については理解をしました。当然これは全国で一斉にこういったシステムがつくられていくというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） はい。この事業は最終的にマイナポータルと紐づけされておりまして、それで住民に還元するものとなっております。全国一律にこのメニューが今回表示されたものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

- 委員（竹花邦彦君） なるほど。マイナポータルの仕組み、要はこれから様々そういったマイナンバーカード等との関係との連結がされていく仕組みのものだということの内容であります。次に移ります。時間がありませんでちょっと先に、11ページ。10款教育費の感染症対策学校教育活動継続支援事業についてまずお聞きをしたいと思います。学校保健特別対策事業費補助金の交付決定にともなって様々消耗品、備品購入費が計上されております。そこでちょっと私が気になっておりますのは、空気清浄機の関係です。小学校空気清浄機、体温検知器610万円、中学校でもそれぞれ420万円の予算が計上されている。この空気清浄機は、全小・中学校に、配置がされていくものなのかどうなのか、まずその点をお聞きをしたいというふうに思います。
- 委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。
- 学校教育課長（小林満君） はい。お答えいたします。こちらにつきましては備品購入費として各学校から希望をとりまして購入する形にしておりますので、空気清浄機だけではなくてA Iの体温検知器ですとか様々学校が必要とするものを備品の中で購入していくという形になります。
- 委員長（工藤小百合君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） 現在の中ではその希望する学校に、空気清浄機等については配置すると。小学校中学校合わせてどのぐらいの希望がありますか。そこまではまだ把握をしてないということでしょうか。
- 委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。
- 学校教育課長（小林満君） はい、こちらにつきましては各学校から購入したい必要な物品等については希望をとっておりますので後日、ご説明することは可能でございます。
- 委員長（工藤小百合君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） 私が気にしているのは、この額で希望する学校等に全て配置ができるんだろうかという思いで聞いているわけですがそこら辺の予算面では対応できる額だと理解をしてよろしいわけですか。
- 委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。
- 学校教育課長（小林満君） はい。こちらにつきましては300人以下の児童の学校には80万円、そして300人から500人の学校、千徳小になります。そちらが120万円ということで、1校ごとに単価が変わっておりますので、その金額に応じて各校が必要な物品を希望し感染予防に努めるという事業でございます。
- 委員長（工藤小百合君） 竹花委員。
- 委員（竹花邦彦君） 時間がありませんで、この空気清浄機を配置するのは教室が中心になるんですか。それともどういったところに空気清浄機を配置するということになるわけですか。
- 委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。
- 学校教育課長（小林満君） はい、やはり学級の人数に応じては教室等も密で換気が必要な部分もございますので、教室の換気ということで学校では希望を出してきております。
- 委員長（工藤小百合君） 次は落合委員です。その次は松本委員です。落合委員。
- 委員（落合久三君） 主要事業一覧表の3ページ、2款総務費1項総務管理費15目諸費この②防災集団移転促進事業で取得した土地の処分に関わって国庫支出金を返還すると。その理由は取得した土地が売れたために必要な部分を返すんだということなんですが、これは津軽石地区になっていて、金額が85万5,000円。これは、何件、何筆分といったほうがいいのか、何件分で平米当たりいくらぐらいで売却したのか。
- 委員長（工藤小百合君） 盛合都市計画課長。
- 都市計画課長（盛合弘昭君） はい。お答えします。契約1件、売買の筆が一筆になります。地目は畑、平米当

たりの単価は3,000円というふうな売買契約となっております。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） はい。そっか。そうするとこれ畑ね、要するに防災集団移転に関わるだから、そっか畑も買ったのか。これを買った人は何に使おうと思って買ったんでしょうかね。

○委員長（工藤小百合君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） はい。こちらの方はですね、漁具置場に使いたいということで購入のほうの申出を受けておりました。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 漁具置き場ね。そうしますとこれは津軽石といえば赤前ではなく、津軽石のどこですか。

○委員長（工藤小百合君） 盛合都市計画課長。

○都市計画課長（盛合弘昭君） 津軽石地区のですね法の脇、場所とすれば津軽石水門があるあたりのですね、三鉄側といいますか、あの辺の畑になります。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。わたしは最初金額も少ないので、要するに津波が来てうちが壊れて流されて、そういう土地だったのかな、こういうのを買う人がいるのかなあっていう素朴な疑問があったので聞きました。わかりました。次に、8ページ8款土木費2項道路橋梁費、2目の最初の市道等整備補助事業、2,600万円の増額補正がここに理由も書いてあります。この中身のことはいいんですが、別の資料を見ますと、令和3年度のこの市道等整備補助事業は当初予算が400万円今回の補正2,600万円、追加しますと3,000万円になるんですね。結構大きいし、実際要望が私もあちこち受けたこともあって、建設課長とも現場を見に行ったりしたことなどでよく分かるんですが、この質問はですね、事業内容に台風10号及び第19号、で被災した私道等の復旧に関わる工事費の一部を補助するっていう意味でこれは今年も来年も地球温暖化によって台風被害っていうのは十二分に予想されますので、私はこの事業は非常に重要性が増すなと思っているんですが、この2,600万円の補正をするのはこういう要望があった件数まで書いてあるんですが、そこから言えるのは、来年度の当初にどういう予算計上をするべきなのかっていう点ではそういう検討はされてますか。

○委員長（工藤小百合君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） はい。来年度の状況でどう考えてるかっていうことでございますけども、この事業については、発災から、台風19号についてはもう3年目となります。おおよそ、その必要な方々は収束しつつあるのかなというふうに考えてございます。そして今回いろいろこう周知も含めながら、今年度、に申請するようにですね、お願いしてきているところでございますので、今後その要望が特に多くないようであれば今年度末で台風19号の対象は完了というふうに考えてございます。また今後の要望といいますか需要も見極めながら最終的にいつまでこの事業を対象にしていくかっていうことを考えてまいりたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そっか。そうすると、こう平たく言えば、台風が来て被害が起きたら補正を組むと。こなければ、当初の令和3年の当初でいえば400万円だったんですが、そこは余りいじらないで状況を見ながら判断するということですか。現時点では。

○委員長（工藤小百合君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） はい。この台風の部分については平成28年の台風10号と令和元年の台風19号に特化し

たものでございます。今後はまた大きな台風等によりですね被災を受けた場合にはその規模を勘案して改めてその災害を対象にするかどうかを検討してまいりたいと思いますので、今後の状況次第でございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） はい、よくわかりました。よくわかりましたっていうのはあくまでも台風10号、19号に特化して、もともとあった、田中委員たちずっと前にこれ提起して、袋小路みたいな私道の舗装だとか側溝を直すために、ちゃんと必要な支援をすべきだっていうんで始まったやつがこうこう来て、台風の被害でこうなった場合に特化して予算規模も上限200万円というふうにしてきたっていうのはよくわかっているんですが、私は逆に先ほど言ったようにこの台風等の被害っていうのは今後とも現状のもとでは起きるんじゃないかなとそう思っております。この市の事業を断念した人も、課長にも現場を見に来てもらったんですが、平たく言えば、すごく金がかかると。200万円補助が出たとしてもね。自分らの持ち出しがちょっと大変だっていうんで断念した人も私のところで2件あります。そういう意味では、単純に上限額を増やせとは言いませんが、事業そのものの捉え方という点ではね、今の課長の判断は判断として理解しますので、ぜひ今後のこの私道等の整備に当たっては、検討に値するんじゃないかなっていう、要望を述べてここは終わります。隣の9ページ1番上の前須賀日立浜線道路改良工事についてであります。ここは補正理由が事業費を減額するって書いてあるのはこれは間違いだよ、増額ですよっていう文章が来たので、この前須賀日立浜線道路改良の内容でこの補正に関わっては、ちょっと私が聞くのは非常に恥ずかしいんですが、産業建設常任委員会にこれは、事前にというか説明あったでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 産業建設常任委員会のほうにはこの部分については説明はしてございません。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。失礼しました。

○委員（落合久三君） それで聞きたかったのは、この工事、現場も見てるし分かるんですが、工期には変更はないのでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） はい、現在進めている工事でございますけども、こちらの工期については、現在のところ11月上旬となっております。しかしいろいろ作業にですね、沿線の土地利用の関係上工事を中止したりしている部分がございますので、この部分は今後、工期については延伸を予定してございます。そのほかまだ未発注の部分といたしまして、舗装工事がまだ未発注でございます。こちらのほうも今後発注してまいりますので、全体的な完成予定というのは、今年中を目指しているところでございますが、状況次第では年を越えて年度いっぱいまでかかる部分もあるのかなという状況でございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 未発注のものがある。それから土地利用のかかわりで工事が中断した経過もあるというのも断片的ですが私も理解してるつもりですが、これはこれでそういう状況は関係住民にはちゃんと説明されますか。見通し。

○委員長（工藤小百合君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） はい。まだ沿線の住民の方々には完成時期の確度の高い部分については説明はまだしてございません。今後この状況を整理して住民のほうには説明してまいりたいと考えております。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

- 委員（落合久三君） ぜひそこをすごく重要なというか、大事な局面に入ってるなあと思いますので、関係住民には丁寧な説明をタイミングを逃さないでやってもらいたいと。10ページ9款消防費1項消防費のところで消防団の円滑な運営のため、コロナ感染症対策を行うということで15万2,000円の補正が組まれております。ここに各分団におけるマスク消毒液15万2,000円これは幾つの分団の分が計上されているのか。この15万2,000円で基本的に各分団のマスク・消毒液はこれで充足となるのかどうか、その辺をちょっとこれ見ただけでわからなかったなので、説明をお願いします。
- 委員長（工藤小百合君） 三浦消防対策課長。
- 消防対策課長（三浦正成君） 配布分団は本団を含めまして45分団ということになります。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） そっか本部含めて45分団分マスク、どういう形状の何個入りの箱なのかどうかそういうのも全くわかんないんですが、このぐらいで大丈夫済むんですか。
- 委員長（工藤小百合君） 三浦消防対策課長。
- 消防対策課長（三浦正成君） 昨年の配布実績から算定したものでございます。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） ちゃんと各分団に間違いなく大丈夫だよと、当面はこれで大丈夫だよっていうふうに理解したいんですが、そういう意味だと思うんですが、分団でいえば45分団分を45で割り算するとですね。分かるんですが、そういう規模の、もうそうなのかな、そういうことですね。はい。わかりました。はい。それから最後隣の11ページ。教育費、2項小学校費の2目の児童通学委託費ここに統合によって来年から赤前小学校の生徒を送迎する。津軽石小学校に送迎する。そのためのスクールバスを購入すると書いてあるんで、中身はいいんですが、これは関係する赤前周辺の保護者からも、いろんな要望等が教育委員会も聞いていると思うんですが、このスクールバスを購入したとして、29人乗りとは書いてありますが、主な赤前地区の地域のこれを利用するだろう児童数っていうのはどのぐらいですか。
- 委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。
- 学校教育課長（小林満君） はい統合後の赤前小学校区の全児童が26名と見込んでおりますので、そちらの子どもたちの送迎対象と考えております。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） その子どもたちをどこでどういうふうに乗せて津軽石小学校に行くかっていうような計画はもう立っているものですか。
- 委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。
- 学校教育課長（小林満君） はい。やはり保護者の希望といたしましては津波浸水区域でもありますので、安全に高台の高いほうを走ってほしいということで、交通ルートにつきましては29人乗り等を使用しながら、確認をし、ルートは決定しております。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 決定をしている。ルートが決定している。うん。
- 委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。
- 学校教育課長（小林満君） 保護者等の希望もルートのほうは確認をして、大まかにまず出来ております。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。

- 委員（落合久三君） このスクールバスの運転手の確保はどういうふうなことになりますか。すみません。確認をさせていただきたいと思います。
- 委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。はいわかりました。落合委員、後から回答するそうです。
- 委員（落合久三君） あ、後からね。はいわかりました。以上です。
- 委員長（工藤小百合君） 次は松本委員です。その次は田中委員です。松本委員。
- 委員（松本尚美君） 一覧表の2ページです。2款総務費1項総務管理費9目の地域振興費の空家対策、これ先ほど畠山委員が、やりとりをしたのでダブらない面をちょっと確認させていただきたいと思います。総務常任委員会でも説明があったんです。聞き逃した部分もあるのかなど。また、説明したけれども理解してない部分があるのかなというふうに思いますが、まず1点はですね、解体して建てかえることが前提だと。要するに新築ですね、こういう対象になるかならないか判定するこの要綱の中に、この建て替え時期とかそういったものも、すみません私が直接ネットでホームページ確認すればいいのかもしれませんが、ちょっと見えづらいなあと思ったんですけども、そういった要綱当然公表されてるというふうに思うんですけども。建て替えの時期っていうのは、こう一定期間猶予があるんですか。
- 委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田康君） はい。あの、誤解があれば訂正をいたしたいのですが、建て替えというのも活用の一つでございまして、あとはそれが市場に乗って売買が図られるっていうこともあろうかと思えます。ですから、必ずしもこの解体事業の申請に当たっては建て替えを前提としたものではございません。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） そうなんだ、私の耳だけが悪いのかな。課長の説明ではね、建て替えを前提としているという内容のお話だったので、そうだったのかなと思ったんですけど、要するに更地にするだけでいいということですね。これが利用されるかどうか、活用されるかどうかっていうのは要件に入っていないということですね。
- 委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田康君） はい、あくまでも利活用は目的としてございますが建物が建て替えられるというものを目的としたものではないというご説明を申し上げてきたつもりでございます。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） わかりました。そうすると、先ほど建て替えとなったんで次の質問はですね。じゃあ、この補助金をいつ払うんだっていうのがちょっと頭に浮かんでしまったんで確認しました。そうすれば解体が終われば終了すればそれで滅失届なり、建物がなくなったっていうので確認、目視するかどうかわかりませんが、それで支払いはすると、補助出すということですね。はいわかりました。それともう1点はですね、申請実績により今回増額するということですね。募集といいますか、周知期間が約1か月ということで、私これで本当にいいんだろうかなど。周知期間ですね。不公平感とか、そういった部分、機会均等からいってもこの期間が短かすぎるんじゃないのか。まず新年度予算に当初にない部分があって加えていると。そして、解体の部分ですけども、そして6月1日からね1か月間広報には周知したという話でしょうけれども、すごく短いなど。そういう意味で公平性が担保されるのかなという疑問があるんですが、そこはどう理解すればいいですか。
- 委員長（工藤小百合君） 多田企画課長。
- 企画課長（多田康君） はい、今年度事業の初年度ということもあり6月1日から30日までということで広報等で周知してきたものでございます。不公平感としては特別我々は年度内の事業完了を目指してということで

期間設定をさせていただきました。確かに個人個人のご事情によってはこの事業に乗れなかった方もいらっしゃるかもしれません、もう事前に解体を済ませてしまったという方もいらっしゃると思いますが、不公平感ということはなかったものというふうに考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 不公平感が無いってこの感覚は、じゃあ私がそういう感覚を持つこと自体がおかしいという。私は市民感覚からすればね。新年度というのは、4月1日から次の年の3月31日まで12か月あるわけですが、この間に当然、リフォーム補助金なんかもやっていますけども、一定期間設定してですね、そして今回延ばしている部分がありますけれども、やっぱりこの施策の目的をより達成するためには、どうすればいいのかということですね。一方で、畠山委員が言ったように、予算額の問題もある。じゃあ申請全部受け付けられるかと、対応できるかといったことがあるんですね。ここのせめぎ合いの部分もあるのかなというふうに思うんですけども。やはり12ヶ月ある中で1ヶ月という設定はね、私やっぱり市民の感覚からすればね、そういえば解体したいな、何か出てたな。読み返すために広報を探してみたら、もう終わってたという非常にタイトな期間の設定だというふうに思うんですね。だから先ほどはちょっと別件で遡及するとかね云々の話も、リフォームなんかもあったし、蓄電池の場合もあるんですけども、やっぱりそこはある程度市民からすればこれ100万円という金額は、これ半端な金額じゃないですよ。5千円、百円の世界ではないですよ。やはりこれは解体費がその物件によってもね、これは当然額は違いますけれども、限りなく私は大きな金額だと思うんです。そしてそれを活用して自己資金を足して更地にして、その次なる活用に備えていくっていうのは私はやっぱり余りにも機会均等に反するというふうに思うんですね。課長はそう思わないと不公平感がないということなんです。部長どうですか。こういう設定の仕方っていうのは余りにも短か過ぎるんじゃないですか。気がついたときにはもう遅いじゃないですか。

○委員長（工藤小百合君） 菊池企画部長。

○企画部長（菊池廣君） はい。多田課長が申し上げましたとおり、初年度だということで、どのぐらいニーズがあるかというのがわからなかったというのが、正直なところでございます。今回実施いたしまして、短期間でもこのぐらいの件数があったということ踏まえながら、来年度以降の取組については少し考えていかなければならないと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 今年度もね私はやっぱり少なくとも遡及とかそういった部分は必要なのかな。正直者じゃないですけども、気がついたか気がつかなかったか見なかったか見ただけでね、これだけの差が出てくるっていうのは、100ゼロの世界っていうのは私はやっぱり事業目的からしてもあってはならないと思うんです。だから予算の額で設定してそれを満たせばですよ、満たせば当然終わりですよという事業をね、これは県でも国でもあるんですよ。でも、少なくとも1か月とかっていう設定ではね、私はあまり聞いたことがないんですね。これを前例とされると困る。そういった施策展開、予算執行はね、私は不公平感をますます増長させるものだと指摘したいですね。ぜひこれは改善しなきゃならない課題だというふうに思います。どうです。改善するかな。

○委員長（工藤小百合君） 菊池企画部長。

○企画部長（菊池廣君） はい。先ほども申し上げましたとおり、これは検証を重ねて来年度以降の取組について考えていきたいと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

- 委員（松本尚美君） はい。これ以上やっても今日1日かかってしまうので、次に行きますが、5ページですね。
- 4款衛生費1項保健衛生費、7目エネルギー推進、これも総務常任委員会に説明をいただきました。やりとりを聞いてて思うんですがまず確認ですね。県が今共同購入やってますね。発電含めてね。これとのリンクは当然できるということで確認したつもりなんですけど、そこは間違いはないですか。やっぱりその説明もね全然足りないんですよ。どうでしょう。まずそこを確認します。
- 委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。
- エネルギー推進課長（三上巧君） はい。現在県が行っております共同事業、こちらの利用も市の補助事業も併用して利用出来ます。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） であればそういったこともね、説明資料の中に入れていただければ、より理解が進むんじゃないかなど。要はやはり県が今狙ってるのは市と対応は違いますし、やはり共同購入によっていわゆるイニシャルコストをいかに低くするかということですよ。要するにより事業効果を高めるという意味でも私はやっぱり共同購入とリンクしてるっていう部分をもっとPRしなきゃいけないんじゃないかという思いなんで今指摘をさせていただきました。それからもう一つわからないのがですね、この宮古版シュタットベルケ構想を今やっています。それと同時に再生可能エネルギービジョンというものも作ってこれからどう実行していくかということです。こことこういった事業がどうリンクするのかってのはなかなか見えづらいんですね。正直、わからないんですよ。だから、宮古版シュタットベルケ構想と今宮古市が補助事業でやって展開している部分がどうリンクしていくか、ここをもう少し、なんていいますかこう見える化していただきたいと思うんですがそこはどうでしょう。
- 委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。
- エネルギー推進課長（三上巧君） はい、再生可能エネルギービジョンで宮古市の再生可能エネルギー事業の取組を策定いたしました。宮古市としては再生可能エネルギーを普及促進していきますということで進めています。今回の補助事業につきましては、住宅用ということになりますので個人が再生可能エネルギーをどんどん使ってってもらいたい、普及促進していきたいという思いでの補助事業になります。またシュタットベルケにつきましては、再生可能エネルギー事業で収益を得てそれをまた別の再生可能エネルギー事業であるとか地域課題に充当していきたいという考えであります。どちらも大元の再生可能エネルギーを普及促進していきたいというところは一緒になりますが、今回はその家庭用の普及促進の部分。というふうになります。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） 三上課長の言っていることはそれなりに理解してるつもりなんですけども、私はやっぱりこの地域内で発電した部分、これをシュタットベルケ、宮古版ですけども、今仮称かもしれませんが、そういった組織会社なるものが買い付けをして、そうでない要するに自分たちで再生可能エネルギーを使ってない人たち作り出してない人たちに対して、販売していく、もしくは足りないところに販売していくと。トータルで宮古にいかにか再生可能エネルギーでもって発電をしてそしてそれを消費していくかという流れの中では、私は一般家庭であれ事業者であれ、トータルでやっぱり宮古地域をおさえていく必要があると思うんですよ。だからまるきりリンクしないわけでは私はないと思うんです。そうでなければ、例えば余剰電力があったら、東北電力に売っている単価が安くなるとすれば、これを市場を通さないでそういった公社が買い付けをする、仕入れをする、そして売電するという仕組みですよ。だからそこが何かもうちょっと見える化してもらいたいなとい

うことなんです。どっかでリンクはするけれども別々ですよということではなくて、トータルとしてやっぱり私は大事な事業だなというふうに思ってるんですよ。だからそこを見える化をぜひ期待したいです。部長どうですか課長でもいいですけど。

○委員長（工藤小百合君） 菊池企画部長。

○企画部長（菊池廣君） はい。個人住宅の部分の今の事業と市としてのエネルギー事業をやる部分、トータルの考えは再生可能エネルギーの部分では同じなんですけどその事業主体というのが個々になるという部分の説明でございました。最終的にはそれがそれぞれがリンクしていくという部分をどのような形になるかというのは今後のいろいろな仕組みの中で考えていきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 見える化を期待したいです。次に6ページですね、6款農林水産業費1項農業費の3目の農業振興費、道の駅やまびこ館管理運営事業。空調、まあエアコンだと思うんですが、これが今度更新するんだよということは理解しました。これコロナ対策としての何らかのなんていいですか科学的根拠をやっぱり持ち合わせてですね、今回やるのであればですよ。コロナ感染症拡大防止対策にもやっぱりこの空調工事が、更新工事がプラスになるっていうか対応できるようなことをやっぱり今回すべきじゃないかなというふうに思うんですが、この空調の設備がどこにあるのかちょっと建物のどの位置に位置するのかわかりませんが、要するに人がいるところに当然エアコンかけるわけでしょうから、来客含めてですね。だからそういうコロナ対策という部分が今回反映されるんですか。

○委員長（工藤小百合君） 盛合川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（盛合正寛君） はい。お答えいたします。こちらの空調設備の改修工事ですけれども、1階エリアの売店部分インフォメーション部分というエリアになります。こちらの空調機、このエリアにつきまして、故障して今稼働出来ないという状況でありますので、改修工事を進めるというところでございます。

○委員長（工藤小百合君） マイクを通して松本委員。

○委員（松本尚美君） いやそんな時間の無駄遣いしないでそれはわかっている。だから今回やるのであればやはりコロナ感染拡大対策に有効なシステムを導入したらいいんじゃないですか。すべきじゃないですかって指摘してるんです。対応出来ないんですかということです。

○委員長（工藤小百合君） 盛合川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（盛合正寛君） 今時点では、コロナ対策という部分につきましては検討は図ってありませんでした。委員ご指摘のとおり、今後必要部分があれば、検討させていただきたいと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 私は必要だと思うんで、当然これはコロナ完全収束っていうのはもうこれは当面あり得ないわけですし、当然、変異株を含めてこれはまだまだ相当長い期間を要するものだと思います。ですから今回この空調というのは単に冷暖房ではなくて、いわゆる空気の動きをコントロールするということですね。これは感染症対策に有効な空気の動き、流れをどうつくっていくかっていうことも私は同時に今回やるのであれば、お金かけるのであればやる必要があるんじゃないですかって話です。総合事務所長が駄目なんであればどなたに聞けばいいんだろう。ある程度、責任持って答えられる人。

○委員長（工藤小百合君） 菊池企画部長。

○企画部長（菊池廣君） はい、当然単なる改修ではなくそういう状況にございますので、コロナ対策も考えた上

での空調設備ということを考えていきます。これに関しては、単なる機械の更新じゃないという部分で考えていきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 期待をします。ちょっと4ページに戻りますね。3款民生費に2項児童福祉費の2目児童措置費、理由はこのとおりだと思うんですが、この現状どうなのかっていうことですね。単価の増額っていうのはそのとおりだと思うんですが、支援施設に入所して守らなければならないというこの現況、要するに、逆に言えばもっと状況が以前よりも悪くなってるという理解でしょうか。そこは市としてはどう連携プレーも当然必要だと思うんですが、現状どうなんですか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 保護施設ということで、これは正直申し上げますと、DVの避難といえますか、保護という形でこういう形で増額要求させていただきました。余り詳しくはお話出来ませんがそういう状況にある家庭が増えて、そういう状況に今回増額されたということでございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） だとすれば、連携でどう対応していくかということも今回の補正だけで増額するだけではなくて対応を当然、どうなくしていくか少なくしていくかということに取り組むと思うんですよ。だからそこはどうなってるんですかってことです。現状を踏まえて。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 現状といたしましては我々も児童相談所であったり警察であったり連携しながら、対応しているということでその場合で、身に危険が迫るような場合に関してはこういった保護施設に避難させるという形の対応をとっているところです。

○委員長（工藤小百合君） 次は田中委員です。田中委員。

○委員（田中尚君） 議案集の2-7ページ。1款市税、2項固定資産税の部分についてお尋ねしたいと思います。ここはですね1目の金額と、それからその下のほうの10款地方特例交付金、1目、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ということで、金額が全く同じという形で一方は増え一方は減るという形ですので、簡単に私の理解を最初に披瀝いたしますと、いわばその市税として市の歳入が確保できるので、言わばその新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は必要ないというふうな形にもとれるんですがそういう理解でいいのかなのか確認です。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） はい。市税収入、固定資産税3億2,000万円の増額の補正でございますが、これにつきましては、今年度、新型コロナウイルスにより売上げが減少した中小事業者の方々の固定資産税の軽減措置を実施してございます。当初予算におきまして、4億600万円ほどと見込んでございましたが、実際、軽減額は、当初課税の部分で800万円ほどとなっております。その差額分を固定資産税では増額補正、また、財源補正としてその交付金の部分がございますので、交付金のほうを同額で減額をしようとするものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） そうしますと当然関連があるというふうなお答えに理解をいたしました。そこで固定資産税3年ごとに評価替えを行うわけでありまして、この問題については、私ども総務常任委員会でも議論いたしまして最終日に意見書案を提出しようという流れで来ております。その中身は、固定資産税は地方自治体の市税

の非常に主要な柱だということからですね国の経済対策あるいはその国の施策によって余りその地方自治体の税収に言わば大きな影響を与えるようなことはできるだけ慎んでほしいと。いう意味の内容になっているところでもありますけども、具体的に今回こういうことで当初の見込みに比して少なかったということが、これは該当する事案が少なかったということなのか、それとも、そういう条件持っているんだけど申請がなかったということなのかどっちでしょう。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） はい。当初予算で計上させていただきました4億円の金額でございますが、この積算に当たりましては、昨年度、市のほうで実施をしました中小企業者等の事業継続給付金、これの事業者の割合をもとに積算した経緯がございます。ただこの給付金にございましては所得売上げの減少要件にかかわらず減少した方々を全て対象とした給付金にございました。結果として、この固定資産税の軽減の条件は、30%以上の売上げの減少でございますので、その売上げの減少に届かなかった方が多数いらっしゃったという部分、この軽減のほうに該当しない方々がいらっしゃったという部分、それから、固定資産をそもそも所有しない事業者の方々がいらっしゃったと、そういう部分が今回の8,000万円という軽減措置につながったというふうに考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） そうしますと言わば該当の基準を満たさなかった事業所、それからそもそも該当してるんだけども希望しなかったとそれを申請しなかったというふうな2通りのお答えを今三田地課長からいただいたところでもありますけども、ざっくり言いましてどれだけの件数っていうか把握されておりますか。3分の1の条件に該当しなかったのは課税客体として何件でしょう。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） はい。今回固定資産税の軽減措置の申請をいただきました事業者数は172件でございます。ちょっと全体の事業者数は幾らになるのかちょっと把握出来かねますが、軽減措置の審査件数172件ということでございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 課長は申請しない事業所がいるっていう説明されたんですけども、それは具体的に把握されておりますか何件ということ。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） はい。宮古市の統計の資料によりますと、平成28年度現在の数字になると思います。全体の事業所数、それから、農林漁業者の数等で見ますと、3,800~3,900いらっしゃるかと思います。そのうちの172件という部分でございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） これ先ほど松本委員もその公平性の観点からですね、触れた部分に若干リンクするわけでありましてけれども、いわゆる申請主義ということで国がそういう制度をつくっても中には要綱がよくわからないとかですねそういったことについてその申請を見送るというふうなケースももしかしたらあったりするのかな、あるいは自分が該当するかと思って申請したけども、30%以上減収ないからあなた駄目ですよというふうなことがあったかのような説明になっておりますので。そこはできるだけ、違う分野では例えば民生費のほうの関係でいきますと該当者には市のほうから通知をして、しっかりそういう国の制度の恩恵が受けられるようにや

ってるものもあるわけですよ。同じ宮古市の中でも、今課税のほうで言ってるわけでありましてけども税務課のほうに関して言いますと、これあくまでも申請主義ですから、減免を受けるかどうかはあなたの勝手ですよというちょっと言葉が冷たいですけども、そういった部分で、ここは何ていうのかな、やっぱりしっかりと市民の皆さんがわかって、おれは申請しないというんであればいいんですけども、あるいは該当しないというのがわかればいいんですけども、ちょっとその辺ですね。どうなのかなという思いがちょっとありましたのでただしたわけでありまして。そこで次の質問であります。ここにはですね建物の補正額が7,600万円。それから、当然減収の対象になるだろうということで見込んだ部分がより戻したいな形で合計で3億2,000万円補正となっております。そこで私が伺いたいことは様々な意味でその固定資産税はもう全額免除出来ますよということによってこういうふうな言わば救済策も動いてるということを考えますと、これはどうなんでしょう建物の評価替えに伴ってどういうふうに市内の固定資産税の課税客体が変わってきてるのかなってということについてもちょっと知りたいなと思って伺ってるんですが、例えば建物の全体でいいですけども、この課税客体の件数それから評価額、それから償却資産の課税客体、それから、見直しに伴う評価額、これは3年前と比べてざっくり言うとうどういうふうな変化が出てますか。私は増えてると思うんですけども、課税標準額の分母になる部分がね。3年間の変化でどういう変化になっているのか、課税客体数と土地でいえば評価額償却資産でいうと機械だとかいろいろあると思うんですけども何件で評価額がトータルですよ。わかりますか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） はい具体的な件数等に関してはすみません手元に資料がございませんので、具体的な部分についてはお答え出来ませんが、例えば家屋につきましては、新築ピークが震災後平成26、27年度と認識をしております。この家屋の固定資産税の調定額等につきましては、近年は増加傾向にあるという部分でございます。償却資産につきましては、事業者の投資によるところが多分でございます。今年度は、昨年度太陽光発電等の大規模な設備投資等ございましたので、償却資産の全額増えているかと思いますが、通常であれば、減価償却が進んで、償却資産の税額は落ちていくと。ただそこに設備投資があれば、増額の部分もあり得ると。多少流動的な部分があるというふうに認識しております。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 三田地課長さんにはちょっと突然の質問で大変申し訳ないなと思っているんですけども、後でその辺に関しては委員の皆さんが理解できるような形で資料が提供いただければいいなということで終わります。そこで今度は一覧表、7ページ6款、農林水産業費の中の2項林業費1目林業総務費、この中には豊かな森を育む基金積立金というのが出ておりますけれども、補正額として1,376万7,000円が今回提案されている中身であります。そこで伺いますが、ここに豊かな森を育むということで、具体的にはですねこれは環境譲与税の言わば計画をしたところ結果とすればこれくらい、つまり1,376万7,000円余ってしまったというふうな内容に伺うわけなんですけど、これはどうなんでしょう。そもそも森林環境譲与税を活用した豊かな森の全体計画というものが議会でいきますと所管は産業建設常任委員会だと思われまして、何か具体的なプランとか計画の概略でも結構なんですけど、説明があったのか無かったのかってところ、ちょっと確認も含めて伺いたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） はい。この豊かな森を育む基金積立金でございますが、議員ご指摘のとおり、歳入から事業を行った結果余ったものを基金に積んでいるものです。この名前ですけども、ちょっと豊かな森を育

むという計画がありそうに見えるんですが、私たちが基金の名前を考えたときに、将来に向かって夢のある名前をつけたいということでこういう名前にしました。実際には今後、今も行っておりますが、森林環境譲与税を使った林業の発展ということで考えております。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） そこでここはですね、現時点での執行率はざっくりと考えると、大体80%前後の執行率なのかなあと思って受け止めてるんですが、そこで減額っていう形で基金に積もうというような提案内容でありますけども、状況については、80%にとどまってしまったというちょっと表現は語弊があるかもしれませんが、そこはなんでそうなったのかということについてはご説明出来ますか。

○委員長（工藤小百合君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） まず1番大きいのがですね、作業道の開設といいますか改修の事業をこれは市の単独県の事業と使えない部分で、林業発展させるために必要ということで事業組みました。1,000万円予定していましたが、実はその環境に負荷を与えないということで、今までの作業道のつくり方とは違う先進的なつくり方ということで私たち考えておりました。私たちがきちんとチェックしなければならぬので、他県、全国的な有名な先生を呼んで講演というか講習していただいたり、あと私たちが他県に行って研修してきたいということで、予定してたんですが、コロナ禍の中で先生を全国から呼ぶことが出来なかった。あるいは私たちが他県に行くことが出来なかったということで、1,000万円の予算額のうち、実際に着手出来たのが400万円ほどでした。600万円ぐらいの残が出てきてしまったということです。これについては私たちが今勉強しております、今年度については大分増えてきております今後はどんどん増やしていきたいと思っております。それから研修事業、若手林業者、あるいは事業体の研修事業ということでこれは目玉としてやっていきたいということで予算大分組ませていただいたんですが、これにつきましても我々考えていたのは、和歌山の紀州とかあと四国、あとは兵庫県とかですね、奈良県その辺から有名な講師の先生を呼んで若手にも一流の勉強していただきたい。また若手の団体もつくって、その方々も一流の場所で研修していただきたいということで予算を組んでおりました。これについてもやはり他県への移動が出来ないということで、残念ながら実行出来なかったということでございます。今後については、できるだけ執行できるようにやっていきたいと。せっかくの林業に予算がきちっと与えられた機会ですので使っていきたいと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） ざっくり言いますと新型コロナというとてもかなわない相手がなかなか収束の見通しも立たない状況の中で、当初予定した事業が、そのとおりに計画実施出来なかったというお答えでありますので、これはやむを得ないのかなというような今課長の説明を聞いて理解をしたいと思います。問題は、所管の常任委員会に説明しましたかっていう意味はですね。この森林環境譲与税の使い道でありますけれども、一つには、間伐や人材育成、それから、担い手の確保、そのほかに木材の利用促進等々ですね。全体としても、森林環境譲与税の配分がこれくらいあったとすると、宮古市が本来この環境譲与税を活用して、林業振興にもつなげる事業をさっき言ってきたような使い道に沿って、計画が出来てるんですかっていうちょっとそういう問題意識があったんですよ。全体的な計画が今の課長のほうからお答えいただいた部分に関して言いますと作業道とかですね、人材育成に関わる部分、講師をお呼びして、しっかりとしたりやっぱり今の林業技術も含めてですね。しっかり地元の人材育成につながる事業やろうというのはそれぞれ出来なかったということが伺ったわけなんです、そもそも森林環境譲与税を活用した全体計画っていうのはあるんですかというのが1番最初の答えにも、質問

にもなろうかと思しますので、その点についてはどのように理解したらよろしいのかお答えいただけます。

○委員長（工藤小百合君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） はい。事業始まる最初の時点ではご説明したと思ってるんですが、委員の皆さんにも、その後、事業費も譲与税の額もふえてきております。こういった中で今後どうやっていくかという長期的なもの、ご説明出来てなかったのかなと思います。今後しっかり考えてご説明できればと思います。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 現状では、当初この森林環境譲与税に関してはですね当然割合は圧倒的に山林が多いですからいっぱいもらえるだろうと。最初の段階ですよ。ところが単純にそうでもない。なんか結構東京のほうにも、山がない東京のほうにもどんどんいきそうだとことになっちゃったんですが、今飛澤課長のお答えですと、予想したよりも言わば配分が出たというふうな意味のお答えもいただいておりますので、ここはですねしっかり、文字どおり森林環境譲与税が生きるような私はネーミングとすればですね、悪くないと思うんです。豊かな森を育む。やっぱりね夢を持たなきゃ駄目だと思うんですよね。そういう意味では、市のこのネーミングに関しては大賛成でありますけれども、それを裏づける計画をやっぱりしっかり出してほしい。特にも木材の利用促進事業ということについては、市長の総括の部分でも若干やりとりさせていただいた部分があるんですが、一方においては今作業をやろうとしております作業道が隘路になっていて、言わば肝腎な樹木が切り出せないとかですね、いろんな困難抱えておりますけれども、そういったものも、全体のこの中でしっかりと何か年でここまでやりますという目標を、私はつくってほしいと思って質問しておりますので、課長さんの答えがそれに言わば答えたかのような答弁に伺ったんですがもう一度念のため、全体計画を立てる必要があるのではないですか。という点についてはどうでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 飛澤農林課長。

○農林課長（飛澤寛一君） はいそうですね、大きな金額をいただいて実施していく事業ですので、考えていきたいと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい。時間をちょうだいいたしました先ほどの二つのご質問にお答えいたします。一つ目です竹花委員のご質問でございます。11ページ、10款教育費2項小学校費、教育振興費の感染症対策等学校教育活動継続支援事業について説明いたします。空気清浄機の台数のほうにつきまして確認をいたしました。今年度整備する予定でございますが小学校43台、中学校16台ということで59台購入予定でございます。昨年度も同事業を使いまして小学校58台、中学校33台を入れておりますので、合わせますと150台が各学校に設置されるという予定でございます。続きましてよろしいでしょうか。落合委員のご質問にお答えいたします。同じく11ページ。10款教育費2項小学校費教育振興費の児童通学委託等事業についてでございます。スクールバスの運転手は誰かというご質問でございましたが、スクールバスの運行につきましては、運行委託を行っております。所有車両の管理運行委託という形で進めておりますので、同様に今年度指名競争入札により業者を決定してまいりたいというふうに考えております。今年度は白浜地区から走っておりますが、クボタタクシーさんに今年度は委託しているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（工藤小百合君） 一巡目の質問が終わりました2巡目に質問のある方は挙手願います。はい。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 私だけで午前中に終わるように努力をしたいと思います。最初に教育委員会の小林課長の

ほうから空気清浄機の配置の関係でご説明がありました。補正予算の整備分とあわせて、小・中学校で150台の空気清浄機が整備をされる予定だということで、そうすると、先ほどの教室等を中心ということですが実態的にどうなんでしょうか。まだまだ空気清浄機の整備が必要な状況にあるのかどうかという点ではいかがでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい。空気清浄機と合わせてですね空気清浄機が入っていない学校のご希望としては大型扇風機ということで空気の循環のほうをやはりしっかりとしながら換気も徹底していくという動きになっております。ご希望されている空気清浄機等については、各学校と学級数分は購入されているというふうに捉えておりますので、まず希望に沿って配置になっているかなと捉えております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） おおむね希望する学校等については、150台で大体整備がされるんじゃないかということ。次にお聞きをしたいのはその下の感染症対策衛生環境整備支援事業209万1,000円の減額になっております。この理由は国の感染症対策衛生環境整備支援事業が予算化をされなかったので、減額をするのだということで、消毒液、除菌用品等が減額になってます。この内容は継続的に今後必要になる消毒液等の整備ということですが、上のほうでは学校保健特別対策事業で、消毒液と除菌用品等が補正増になっている。ちょっと私がお聞きしたいのは、この補正減の関係で、言わば継続的に学校で必要とされる消毒液等が、補正減によって影響が出ないんだろうかというところを懸念をしているわけです。そこら辺、小学校中学校それぞれありますけども、この点についてはどうなんでしょう。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい。お答えいたします。こちらの感染症対策のための衛生環境整備支援事業です。国の事業でございました、文科省のほうの令和3年度予算の概算要求時には載っておりまして事業としてありましたので、県からの情報等いただきながら、当初予算のほうで設定させていただいたところでございます。3月のところで成立した予算の中ではこちらがなくなって感染症対策等学校教育活動継続支援事業が示されてきておりますので、こちらのほうで同様に消耗品等を活用するという形で、今回お願いをしているものでございます。学校につきましてはこれらの消耗品等につきましてもまず滞りなくしっかりと感染予防に努めながら学校経営を進めていける状況でございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 要するに補正増のほうの予算で消毒液等が確保出来ているので、大きな支障は出てこないというふうに理解をいたしましたので、一安心をしたところでございます。わかりました。それでは歳入の関係で質問をいたします。一つは先ほど田中委員のほうからもありましたが、固定資産税の補正の関係です。3億2,000万円の現年課税分が増になって一方で、国の特別交付金が3億2,000万減をします。これについては三田地課長がおっしゃったように、コロナによって売上げが減少した中小事業者に対する固定資産税の軽減措置が今年度行われるということで、売上げが30%~50%に減少したところが2分の1。50%以上が課税標準額はゼロですよということで、そういった予算をしたけれども、売上減少の中小事業者等が先ほど申し上げたように、当初予算より、大きく減ったということでの補正増減ということで私は理解をしています。そこで超過税率の関係でちょっと確認をしておきたいわけですが、当然宮古市の場合は1.5%の固定資産税率、一方国の適用は標準税率ですので、ここの理解なんです、一方で3億2,000万の収入増。一方で国の交付金も同じく3億2,000万

円、つまり同じ額になっている。ということでこれは課税標準額が2分の1あるいはゼロという軽減措置なので、税額自体は、収入増なら市の増分が国の交付税で減額と金額的に一致をするのだという理解でいいですか。それともその超過税率と標準税率の違いで簡単に言うと税率だけで申し上げると、確かに宮古市は3億2,000万円増になるかもしれないけど交付金の方は下がるのではないかと。このところも3億2,000円で同じですから、ここはどう理解をすればいいですか。課税標準額に対する軽減なので、額的には同じ額になるんだとこういう理解でいいのかどうなのかそのところの確認です。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） はい。減収分の補填割合でございますが、ただいま国から来ている、通知でございますと、減収分については全額を補填するという部分でしか来てございません。ただ、これまでの経過を見ますと確かに宮古市超過税率1.5%のところ、国が財源補填する場合は1.4%換算で補填されている経緯もございますので、ちょっと今後の通知を見ながら確認をしてみたいと考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） もしかすると若干この部分が変わってくる可能性があるんだということで理解をいたします。それであれば理解をいたします。次に交付税の関係でお伺いをいたします。7億9,800万円の普通交付税の増予算であります。一方で、2-10~11ページでは、臨時財政対策債が3億1,870万円の減になる。この臨時財政対策債については補正予算の説明の際は、発行可能額の確定により減額になったという説明であります。つまり国のほうから臨時財政対策債の宮古市の発行分がこのぐらいになりますよということによってですね、当初予算計上よりも補正減になったという理解をしたわけですが、このですね、臨時財政対策債は普通交付税の代替措置と言われているので、一方で臨時財政対策債が減った、その分が交付税のほうに、はね返って増えた、という理解もできるので、そういった点も含んでの交付税の増額になっているのかちょっとこの関係性を含めてご説明いただきたいなというふうに思います。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） はい。竹花委員おっしゃるとおり、臨時財政対策債は普通交付税の振替措置になっております。なので計算上は基準財政事業額から基準財政収入額を引いて、その差額を普通交付税で交付されます。ただ国の財源が足りないというところで、一部を臨時財政対策債で、措置されるということで、当初は国が令和2年度決定額と比較して74.5%の臨時財政対策債の増額を地方財政計画で定めておりました。それに基づいて宮古市も、令和2年度の決定額に74.5%の増分を見込んで約11億円の臨時財政対策債を見込んだところですが、今回の決定によって、臨時財政対策債は減少してその分、普通交付税、まあ現金のほうでいただけるということでございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 理解をいたしました。最後になります。2-8、2-9ページ、歳入です。15款国庫支出金、2項国庫補助金の教育費の国庫補助金のスクールバスの購入について、少しお尋ねをいたします。歳出のほうでは、赤前小学校と津軽石小学校の統合に伴いスクールバスを購入するということで1,050万円の購入予算が計上されました。ここで国庫補助を見ると246万円の国庫補助となっております。私の理解はスクールバス国庫補助負担を2分の1ではなかったのかなというふうに理解をしておりますが、ここで計算すると25%にもならない額なので、ここについてですね若干、国庫補助率が29人以下という大きさの関係なのかどうかあるかもしれません。ちょっと説明をいただきたいと思っております。国庫補助率が2分の1ではないのかということに関して。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい。お答えいたします。委員、ご説明のとおり僻地補助金につきましては交付対象額2分の1、上限額が375万円ということでこちらの対象になっております。内訳につきましては赤前地区29人乗りということで246万円ということ。あと田老地区のほうの内定をいただいておりまして1,630万円というふうなことで、こちらにつきましては当初のところでもっている田老の分についてはですね、今回補正のところにつきましては赤前地区の246万円ということになっており、実績に基づく変更申請によって交付決定額の変更という可能性があるということで捉えておりました。

○委員（竹花邦彦君） 終わります。

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第2号令和3年度宮古市一般会計補正予算第9号の審査を終了します。昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○

付託事件審査（2） 議案第3号 令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

○委員長（工藤小百合君） 休憩前に続き引き続き会議を再開いたします。次に議案第3号、令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第3号を審査します。発言される方は議案書のページ、款項目等を特定して発言してください。それでは、発言される方は挙手願います。長門委員。

○委員（長門孝則君） この一覧表の14ページをお願いします。この一覧表を見てですね、ちょっと私気になったものですから、考え方を含めてちょっとお聞きしたいというふうに思います。まずこの国民健康保険事業費納付金、1,633万3,000円補正しておりますけども、この県に納める納付金ですけどもこれは期限はいつまでに納付する必要があるのか、その納付期限をまずお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木総合窓口課長。

○総合窓口課長（佐々木則夫君） はい、お答えします。こちらの納付金につきましては、年度末、3月末までに納めるべきものとなっております。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 年度末まででいいんですか。

○委員長（工藤小百合君） 松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） これにつきましては一括して納めるのではなく、毎月納めていくものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） それからその下の財政調整基金積立金2,378万3,000円、これはいつ積み立てる予定なんですか。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木総合窓口課長。

○総合窓口課長（佐々木則夫君） はい、お答えします。こちらについてはですね今回の議会を終えまして、10月から事務処理に入りまして、大体10月の半ばぐらいには積立てたいと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） というのは、私なぜこれを聞いたかって言いますと、今の時点で繰越金を全額財源にし

て、補正する必要があるのかどうなのかなという疑問を持ったんですよ。急ぐんであればこれは当然、補正する必要があるんですけども、年度末でいいんであればね、もう3月議会でも最終的にはいいと。納付金は1回でなく何か毎月払うというようなことですので、これは補正すべきだと思うんですけども、例えば積立金は、特別な理由がない限り年度末でいいんですよ。というのは今言ったように、繰越金を今時点で全額財源に充当して、いいんだべかと。というのは、これから12月補正、3月補正がありますがね、減額補正であればいいんですけども、増額補正になった場合に財源をどうするのかなという思いがあったもんですから、聞いたわけです。例えば一般会計の場合は繰越金が21億円ぐらい繰越金が出てるんですよ。そして、今回繰越金を財源にしているのは7割ぐらい。一般会計では繰越金の3割ぐらいは留保してるんですよ。そういう予算の組み方っていうのが妥当でないかなという思いがあったもんですから聞きますけども、今言ったように、繰越金を今時点で全額充当して、今後補正が出てきた場合の財源はどういうふうと考えてますか。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木総合窓口課長。

○総合窓口課長（佐々木則夫君） はい、お答えします。今回の繰越金につきましては、今年ですとね5月31日のですね、出納閉鎖を経まして、6月に金額を確定して本年度の予算に既にもう納入されているものでございます。こちらのほうにつきましては金額としては、実際のところ整理科目の1,000円に対しまして、4,011万円ほど既に収入した状態になっておりまして、現計予算と実際の収入額が大幅に乖離した状態になっております。このことから確定した収入については、できるだけ速やかに補正予算を調整した上で、繰越金の処分を明確すべきということで、今回の議会のほうに計上したところでございますが、今回の国保の今年度の見込みについてもなんですが、去年、2年度に国保税の税率を上げた関係で、今回黒字になっております。来年度も黒字になる予定となっております。あくまでもこれは見込みですけれども、それなのでですね、もし足りなくなった場合はその積立金のほうを使ってやりたいとは思っていますが、こちらのほうは今年については、積立金を崩すということは必要ないのではないかと考えております。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） ちょっと説明がわかりづかったんですけど、ただ考え方として、今後、補正が出てくれば、積立金を基金を取崩して財源にするという方法になるんですよ。だから私が言いたいのは、今回10月なら10月に基金を積立てて、そして今度は12月なら12月にすぐ取り崩すと。積立ててすぐ取り崩すというそういう操作することがどうなのかなあと。やっぱり基金は大体1年定期で積立てますんで恐らくそうだと思うんですがそうすると定期を取崩して解約して財源にするということになるんですよ。だから、やっぱりそういうちゃんと私が言いたいのは見込みを立てて、やっぱり財源を考えてほしいなど、そういうふうに思っているんですよ。結局介護会計もそうですけどもね。今繰越金全部財源にすれば当然補正が出てきますから、財源をどうしたらいいかということになんですよ。結局財源が無ければ基金を取崩して使うということになりますんで、その辺担当者が気をつけてやってほしいなど、そういう思いでお聞きしましたんで。それからもう1点ですとね私が気になるのは、この一覧表の事業の説明です。財政調整基金積立金の欄の補正理由令和2年度の繰越金及び令和3年度のこの納付金がありますけども、確定に伴い積み立てると、結局2年度の繰越金の確定に伴いと。私はこの「確定」というのに違和感を感じてるんですよ。現時点で繰越金が確定になっているのかどうかと。やっぱりこういう表現は私はまずいと思うんですよ。議会では今、分科会を設けて、決算審査をまあ終了しましたけども、そして10月1日に認定することにしてるわけです。決算を。だから認定が終わる、認定されて初めて繰越金は確定と。私はそういうふうに思ってるんですよ。やっぱり認定前は繰越金の確定という表現はまずいんでな

いかなという思いなんですよ。というのは一般会計はですね、この一覧表の1ページをごらんいただきたいんですけども、5の財産管理費一般会計の場合は補正理由に決算に伴う剰余金を積み立てるというこういう説明をしてるんです。やっぱこれは私は正しいと思う。決算による剰余金、これを積み立てをすると、そういうことで、今言ったように私は繰越金の確定という、こういう表現は適切でないんでないかなあと。認定されて初めて確定という表現にしてほしいなと、そういう思いで聞いているんですけども。何かコメントありましたらお願いします。

○委員長（工藤小百合君） 佐々木総合窓口課長。

○総合窓口課長（佐々木則夫君） はい。決算書なり、実績報告書なりで皆様にいろいろとお示ししているところでもありますし、あとこれから新年度予算、来年度の予算をこれからつくっていかねばならないわけなんです、その前にこの基金の積立てですか、そちらのほうをしっかりとやって、来年度の予算に向けて、やっていきたいということで今回計上させていただいたものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） いずれちょっと私最近感じるのはこの基本的なこと。原則的なことの考えが薄れてきてないかなという思いがありましたんでお聞きしましたんで、今後十分検討研究していただければいいんじゃないかなと思います。終わります。

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第3号、令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第3号の審査を終了します。説明員の入替えを行います。ご苦労さまでございました。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（3） 議案第4号、令和3年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（工藤小百合君） 次に、議案第4号、令和3年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算第2号を審査します。発言される方は議案書のページ款項目等を特定して発言してください。それでは、発言される方は挙手願います。落合委員。

○委員（落合久三君） はい。事業一覧表の15ページ財政調整基金積立金。1億3,594万5,000円について質問をいたします。補正の理由に2年度の繰越金の確定に伴って積み立てるものと繰越金は書いてあるように2億3,000万円あるんですが、国に戻さなきゃない金を差引いて1億3,594万5,000円。これは前回の説明のときに担当課長のほうから介護の基金はこれを繰り入れることによって、9億2,000万円ほどになりますという説明がありました。このことに関連して、このことに絞った質問なんです、昨日この問題で市長に私が質問したのに対して、市長は要するに現時点では9億何ぼの基金があると。落合委員は多すぎるんじゃないかと、どうなったっていうそういう質問だと思うがということを前提に次のように説明しました。それは、第8期今ですね、今年が初年度ですが、第8期では、落合委員が聞いているので欠けているのがあると。それは第8期3年間の間に4億円の基金を取崩していくんだと。そういう意味では次のようには市長言ったわけではないんですが、9億なんぼといっても4億円を取り崩すんだからそんなに大きい基金が残るわけじゃないんだという趣旨の答弁だったんですね。私はそれに対して、いやいや市長はそういうふう言うだろうと思ったが、事実は違うんじゃないのって言ったんですが、そこで確認の意味で聞くんですが、去年までの第7期平成30、令和元年、令和2年、この第7期の3年間で、実際に基金からいくら繰入れがありましたか。

○委員長（工藤小百合君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい。7期の計画期間中につきましては、基金の取崩しはなかったものと認識しております。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今課長が述べたように、いきいきプランの第7期をつくる時の計画では私もそれふれしました。4億円取り崩すよって書いてあるが、実際には3年間1円も入ってない。だから、どんどん基金が増えていったんです。そこで、第8期が始まったんですが、第8期も市長は4億円取り崩すことになっている。確かにそうであります。そうであれば、初年度の今年の基金繰入れがそれ相応の費用が見込まれるのであればね、計上されるべきなんです。1,300万円しか繰入れになってない。これが初年度のスタートなんです。という点で、課長にお聞きしたいのは、市長が言ったのが間違いだっていう意味じゃないんです。市長は第7期の計画を立てるときも第8期の計画を立てるときもいろんなことを考えて基金の保有の確保を考えて第7期も3年間の中で4億円崩して、これから見込まれるユニット3つを設置するだとか小規模多機能型の施設を一つ増やしていく。そういうのが完成した暁には、介護給付費が増えるんだから、という意味でね。8億円を計画では載せているんだ。そこだけ言うと、あたかも3年間で4億円取崩して入ったのかなというふうに思うんですよ。だけど今課長が言ったように第7期は1円も入ってません。第8期も今年から始まったんですが、現時点では繰入れすると9億円を超える基金があるが、それでそこで二つ目の質問ですが、市長は昨日の総括で第8期のことに関してはこう言いました。第8期は落合議員が触れていないが、4億円取り崩すことになってますよ。いやそれは言われなくても私もわかっています。それでその説明として、どういうふうに言ったかといいますと、市長が述べたのは、なぜ4億円を取崩して入れることにしているかという理由をこういうふうに言いました。小規模多機能型の施設を一つつくと。認知症のお年寄りのための共同施設、共同で生活できる施設を一つつくる。ユニット型の介護施設を3ユニットつくる。まあ、そこまで詳しくは言いませんよ。そういうのが第8期の途中で事業者からそういう予定があるっていうのを聞いているのでそれに充てるんだという意味だと思うんですよ。けれどもこれも小規模多機能のやつがいつの時点で完成してスタートするのか今まだわからないと思うんですが、仮にそういうのが全部稼働したとして、どのぐらい年間費用がかかるかっていうのは単純明快に分かることなんです。あえて言いませんが、大した金額じゃないです。基金の保有額から見れば、というようなことまで言うと、あれなんで言わなかったんです。そういう意味で、だから会計検査院があんまりげえひどいよ。もうちょっとこの基金の考え方ももっとこう、つまりね、1号保険者を中心に保険料に跳ね返るわけですから、そういう負担をできるだけ必要ないものはやっぱりかけないという意味で、私は異例のあれは是正措置だと思えます。会計検査院が厚生労働大臣に是正を求めたっていうのはね、そういう点でこの繰越金を積み立てる最小限そういうのは必要だと。そのことまで否定してるものではないんですが、第7期のときは、4億円取り崩すといっって、結果は1円も繰入れてない。第8期は現時点では9億2,000万円基金がある。当初のスタートラインで1,300万円しか取り崩すことになっていない。私はこれもですね、仮に途中でさっき言ったような施設が仮に増えてね、稼働しても1億円もかからないと思えます。そういう意味でこの基金の在り方をもう一度、課長の認識を聞いておきたいと思うんですが、どうですか。

○委員長（工藤小百合君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） ご理解いただいているとは思いますが一定程度の基金が必要だと考えています。ただ、ここ何期かの計画上取崩したことがなくて基金自体が積み上がってるというのもまた一つの実事でございます。

いますので、まず、積み上がった、ちょっと右肩上がりと言えぱちょっと表現がおかしいかもしれないですけども、そういった状況の基金の在り方は、やはりどっかで是正する必要があるということもございまして、第8期計画におきましてはこの介護保険料を下げるという選択、今までそういうことをしたことがなかったんですけども、初めて介護保険料を下げるというような決断に至ったわけでございます。このままどんどん増えるのがいいとは当然思っておりませんので、これをある程度理解いただける額のところに落ちつけて、うまく運営できるのが1番いいのかなというふうには考えております。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 各市町村は県に対してその交付金、基金交付金の歳入不足に陥ったり逆にサービスの量が増えて、所定の保険料で賄えないときには各市町村は県の安定化基金から借りることができる。それ市長は昨日しゃべったんです。当たり前です。私はそういう制度もあるから、それ使ったほうがいいとかそういう単純なことは全然思っていないんですが、必要ないからね、宮古の場合は、市長があえて昨日の説明で万が一そういうふうに介護保険財政が大変なときは、県から金を借りるんだと。これだって、場合によっては1号被保険者に保険料として賦課して、そこから3年間で返すわけですからね。ということをあえて市長が言ったので、いやいやそこがそういうことを想定しているわけでも全然ないし、現実の宮古の介護保険財政は市長が心配するような実態ではないよということはいったかかったんですがちょっと長くなるのでやめましたけどもね。そこで最後の質問このページの償還金9,438万3,000円これが出ております。補正の理由は、介護給付費国庫負担金等の事業費確定に伴い国庫負担金等、県も含めて計上するというふうになっているんですが、国保じゃありませんが、第8期の介護保険事業がスタートして半年たつたかないかで、これ去年の決算じゃないです。今年の補正ですから、今の時期に、余計に来ていた国庫負担を返さなきゃないっていうのは、そういう縛り、どの時点でこの約半年分の実績をもとにするのかっていうのがね。何もこれ急いでやんなくてもいいんじゃないかっていうふうに思うんですがどうです。

○委員長（工藤小百合君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい。今回計上させていただいているのは、令和2年度分の過不足について精算するものでございます。令和2年度の途中で、ある時期に見込みで国庫負担分ですとか交付金をいただきます。それで年度が変わった翌年に決算値なりの数値をもって翌年度に精算するという、これは毎年同じサイクルといたしますか同じ流れでこうやって実施されておりますので、これについては令和2年度の決算の中の精算ということでお考えいただければと思います。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。そうすると、1番最初に聞いた基金のほうね。補正の理由、積立金のほう。令和2年度繰越金の確定に伴って、積立てをするんだってこういう説明になってますが、償還金のほうは、その部分が一言も触れていないし、事前の説明もなかったんで私今聞いたんですよ。ということはここに書いてあるのは、昨年令和2年度の実績に伴って、必要以上に入ってきた国庫からのものを返すんだと。そうであれば、わかりました。以上で終わります。

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第4号、令和3年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算第2号の審査を終了します。説明員の入替えを行います。ご苦労さまでございました。

〔説明員入れ替え〕

付託事件審査（４） 議案第５号、令和３年度宮古市水道事業会計補正予算（第２号）

○委員長（工藤小百合君） 次に、議案第５号、令和３年度宮古市水道事業会計補正予算第２号を審査します。発言される方は議案書のページ、款項目等を特定して発言してください。それでは、発言される方は挙手願います。落合委員、その次は長門委員です。

○委員（落合久三君） はい、委員長。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 一覧表の16ページ。配水設備改良事業、増額の補正です。1,519万円これは理由はわかります。書いてあるとおり、電柱地中化事業に伴って水道管の移設費用が生じているので増額すると。ちょっと非常に何だ、初歩的な疑問で笑われるかもしれませんが、都市計画事業の一環で、この電柱地中化は都市整備部が中心になってやっている事業なんですけど、水道事業所とは全く別のところで生じた事業の結果、水道管を移設しなきゃなくなったので、水道事業会計で補正を組むっていうのは、これは当たり前なことなんです。

○委員長（工藤小百合君） 竹花施設課長。

○施設課長（竹花浩満君） この事業なんですけども、市道末広町線の都市計画課の事業の共同溝の事業がございまして、その共同溝の所々そのボックスっていう、こういう四角いものを入れるんですけども、それが今入っている水道管、既設の水道管に当たるところがありまして、そこの部分をうちのほうが切り回しをしなければならぬというところが生じてきてまして、そのための切り回し。要するに都市計画課への補償ということで、切り回し工事を行うというものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。企業債償還金のほうですが、ここちょっとわかりにくかったんで、要するに令和２年度に借金を起こして簡易水道施設整備事業をやった。その事業の実績の減額によって、令和２年度に借入れた借金も借入れ超過になったので、超過した分は繰上償還したいという提案になっているんですけど、よく私わからないで聞くんですが、こういうケースの場合の超過分については繰上償還してよいというふうになっているからやるんだと思うんですけど、要するに多分起こした起債は1億9,043万円かなあと見てるんですけどこのこっちはほうね。予算。そういう理解でいいのかどうか、このね、借金をしてある事業やった。その事業が予定してるのよりも少なく済んだ。したがってその分必要な借金はあんなに借りなくてもよかった。超過した分は繰上償還ですから、償還期間がいつまでのやつを今度繰上償還して補正で組むのかっていうところの説明が欲しいという意味です。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） はい。お答えいたします。企業債の繰上げの期間は通常は30年間です。今落合委員おっしゃられたとおりの企業債の借入れの総額はそれとおりのんですけど、今回の130万円を繰上げてお返しするという部分でございまして、起債借入れるときには、事務手続として2月に財政課が宮古市分を取りまとめて行っています。その2月に報告した後に3月に工事の減額変更ということが発生して、その分を本年度130万円分だけ先にお返しするというので、これは財政課、あと借入れ先の金融機関とも協議をして、おりまして特にかどうか認められているものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 認められていないのをやろうとしてんじゃないかという質問では全然ないんです。そうじ

ゃなくて、これ借入れた1億9,043万円というのは償還期間は30年というのは今説明あったんでそこはいいんですが、金利は幾らですか。かなり高い金利なんですか。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） 0.3%になっております。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今説明があったように2月に宮古市が全体として各課が起債を起こすのを取りまとめて、やりとりした後にこの工事の減額が生じたと。多く借りた分は返そうっていう判断はいいんですが、何も無理くり今でないと駄目なのかっていうこゝろ素朴な疑問があったんで聞いたんですが、その点はどうですか。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） はい、お答えします。先ほども言ったとおり金利利息が発生します。130万円分をいつまでも借りてるとその分についても利息が発生してしまいます。今回速やかに返せば支払い利子の総額で12万7,000円ほど、かからないというか、その分は未来にわたって払わなくてよくなりますので、お返しできる分をお返しするというところでございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） この種のやつでこれまでもこういうことが理由で繰上償還した例はありますか。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） はい、お答えします。私の記憶している限りというか、ここ数年ではこういう事例はございません。それで通常は起債とは言っても固めに見るというか、実績を見込んで計上するものですけども、今回は思いがけずというか突発的に発生したような契約変更ということでございます。

○委員長（工藤小百合君） 次は長門委員です。長門委員。

○委員（長門孝則君） この議案集の5-2ページでちょっと質問したいと思います。5-2ページの資本的収入、1款4項1目工事負担金、2,109万円計上されておりますけども、この負担金は一般会計からの負担金だろうと思っておりますが、一般会計で今回の補正予算に計上されていないんで、一般会計ではいつの予算にこの分計上されていたのか、そこをちょっとお聞きします。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） はい、お答えします。この事業は先ほど施設課長が言ったとおり、都市計画課で現在行っている市道末広町線電線地中化の事業です。都市計画課のほうでは、今回の工事に関しては当初予算の範囲内で対応できるということで、今回は補正は特に行っていないということで聞いております。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 大体わかりました。それから次は資本的支出のほうで、1款1項1目配水設備改良費、工事費が1,519万円補正されてますけども、ちょっと私が疑問に思ったのは、工事費より工事負担金の収入のほうが多いんですけども、収入のほうが少ない分は水道会計で負担するということに理解はするんですが、この支出のほうより収入が多い差額が590万円あるんですけども、どういうことで多いのかなあと。一般会計のほうで多く負担してくれるのかなと。その差額はこういうふう理解すればいいのかなあとと思ってましたんで、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） はい、お答えします。確かにこの表だけ見れば分かりづらい予算書になっております。

この事業が都市計画課で行ってる末広町線電線地中化事業でございますので、工事費の1,519万円については全て都市計画課のほうから繰入れてもらう負担金ということになります。これは補償工事といって、よくある工事でございます。それで、当初、水道事業ではこの工事については1,000万円を当初予算でとっておりました。財源は半分の500万円が一般会計からの繰入金、これは都市計画課からの繰入金を当初500万円見込んでました。もう半分の500万円は建設改良積立金これは水道会計からの単費ということになります。今回工事の内容が都市計画課のほうで固まって工事の全額が全部補償工事となりましたので、全額が一般会計からの工事負担金として水道会計の収入として見込まれることになります。ですので、収入の補正として新たに都市計画課一般会計から入る負担金500万円プラス事務費というのがつきますこれは水道のほうで設計とかするので事務費というのも見てもえま事務費90万円を加えた590万円、これに工事費増額分の支出のほうの1,519万円を足して収入としては2,109万円、これが今回の補正額になります。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） できればですね今後もあることなんですがこの一覧表の事業の説明の欄に、なんぼかこう分かるように書いてもらえればいいんでないかなと思いますんで、ちょっと検討して見ていただきたいというふうに思います。委員長。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） もう一つ、企業債償還金について今落合委員も質問されましたけども。資本的支出の1款2項1目企業債償還金130万円計上されてますけども、これは私の記憶ではちょっと珍しいケースだなあと思っで私聞こうと思ってたんですが、これは本来はあれなんですよ。収入のほうで企業債の減額補正すべき内容のものなんですよね。ただ、その年度が変わったんでまたがってもう決算してしまっただんで、支出のほうに、こういう増額という形で計上してますけども、私が言いたいのはこれは企業債の繰上償還ではないんですよ。内容は、多く借りたんで、多い分を返すという返還するという、実際は内容はそうなんですよね。多く借りたんでその分を返すと。だから一覧表の説明の欄にそういうふうに書いて欲しかったなと。通常言ってる繰上償還とは別のものでありますよ。繰上償還というのは例えば、金利が高いんで、繰上げて返す。あるいは資金に余裕が出来たんで、繰上げて償還すると、これが繰上償還なんです。今度のやつは繰上償還ではないんですよ、多く借りたんでその分を返すという返還金なんです。そういうことをこの説明のほうに書いて欲しかったなと。そう思っでましたんで、誤解のないようにしてほしいなと。答弁はいいですけども、今後研究していただきたい。

○委員長（工藤小百合君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 今後研究させていただきます。

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第5号令和3年度宮古市水道事業会計補正予算第2号の審査を終了します。説明員は退席してください。ご苦労さまでございました。

〔説明員退席〕

○委員長（工藤小百合君） これより議案第2号令和3年度宮古市一般会計補正予算第9号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 討論なしと認めます。これより議案第2号を採決します。この採決は簡易表決で行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって議案第2号は原案可決すべきものと決定しました。次に議案第3号、令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第3号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 討論なしと認めます。これより議案第3号を採決します。この採決は簡易表決で行います。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案可決すべきものと決定しました。次に議案第4号、令和3年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算第2号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 討論なしと認めます。これより、議案第4号を採決します。この採決は簡易表決で行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって議案第4号は原案可決すべきものと決定しました。次に議案第5号令和3年度宮古市水道事業会計補正予算第2号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 討論なしと認めます。これより議案第5号を採決します。この採決は簡易表決で行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって議案第5号は原案可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました案件は全て審査を終了しました。皆さんにお諮りします。ただいま本委員会に付託されました全ての議案について、全会一致で可決すべきものと決定されました。よって委員長からの提案ですが、10月1日の本会議における委員長報告に対する採決については、討論を省略し、全て一括で採決するよう議長に申入れたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって、本委員会の委員長報告に対する採決については討論を省略し一括で採決するよう私から議長に申入れたと思います。これもちまして、予算特別委員会を散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時52分 閉会

○

宮古市議会予算特別委員会委員長 工藤小百合